

## 宮古島市有料広告掲載取扱要綱

平成21年 3月3日

宮古島市告示第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮古島市(以下「市」という)が掲載する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体の種類)

第2条 広告を掲載することができるもの(以下「広告媒体」という。)は、次の各号に掲げる市の資産のうち広告掲載が可能なものの他、広告媒体を所管する課(以下「担当課」という)が別に定める。

- (1) 市が発行する印刷物
- (2) 市が管理するホームページ
- (3) 市が所有する土地及び建物
- (4) その他広告媒体として活用できる資産

(掲載の範囲)

第3条 掲載できる広告は、市民生活に関連したものであって、その範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (4) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、求人広告その他これらに類するもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (7) 虚偽又は誇大な表現で不適切なもの
- (8) 市が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (9) 情報の真意及び出所が明確でないもの
- (10) 市税(国保税を含む。)を滞納している者の広告
- (11) その他掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの

(広告の掲載順序)

第4条 広告を掲載する優先順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人、公社、公団、公益及びこれらに類する者の広告
- (2) 法人その他の団体(前号を除く)及び事業を営む個人で、市内に本社、支店、営業所、店舗等を有するものの広告
- (3) 前2号に該当しない者の広告

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、枠数、広告掲載料、広告の作成方法等は、当該広告媒体ごとに担当課が別に定める。

(掲載希望者の募集)

第6条 市長は、広報みやこじま、市のホームページ等により広告の掲載希望者を公募

するものとする。

- 2 前項にかかわらず、市長は、第4条に該当するものに対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告の申し込み)

第7条 広告を掲載しようとする者は、宮古島市有料広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告案を添えて、担当課に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条に規定する広告掲載の申し込み(以下「掲載申し込み」という。)があったときは、次条に規定する宮古島市広告選定委員会による審査を経て、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

- 2 前項に規定する広告掲載の可否決定を行うに当たり、同一広告募集枠に、第4条に規定する掲載の順位を同じくする複数の掲載申し込みがあったときは、抽選により決定するものとする。

- 3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を宮古島市有料広告掲載決定通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

- 4 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに掲載しようとする広告の原稿又は広告物を提出するものとする。

(委員会)

第9条 広告掲載の可否を決定するに当たり、必要な審査を行うため、宮古島市広告選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、以下の者をもって組織する。

職名	充てる職
委員長	副市長
副委員長	総務部長
委員	企画政策部長
委員	総務部総務課長
委員	総務部財政課長
委員	企画政策部企画調整課長
委員	企画政策部秘書広報課長
委員	企画政策部情報政策課長

- 3 前項に掲げるもののほか、広告掲載に関係する部・課の長を委員会の委員に加えることができる。

4 委員会の事務局は、企画政策部企画調整課に置く。

(委員会の会議等)

第10条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、広告の掲載希望の申込のあったときに委員長が招集する。

2 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

5 会議の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 委員会において必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

7 委員会の会議を招集する時間的余裕がないと委員長が認める場合は、回議により審査を行うことができる。

(会議結果等の報告)

第11条 委員長は、前条の規定により会議を行ったときは、速やかに会議の経過及び結果を市長に報告するものとする。

(広告掲載料の納付)

第12条 広告掲載料は、掲載の決定後市長の指定する期日までに納付するものとする。

ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(広告掲載料の還付)

第13条 広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を還付する。

2 広告掲載期間中の還付に関しては、広告媒体ごとに担当課が別に定める。

3 還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の取り消し)

第14条 市長は、次の場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合

(2) 指定する期日までに広告の原稿を提出しなかった場合

(3) 広告主又は広告内容が不相当と判明した場合

(4) 広告媒体の編集・発行上支障がある場合

(5) 広告主から申し出があり、市長が認めた場合

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告の内容、その他の広告、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告に関連する財産権のすべてについて権利を有していることを市長に対し保障するものとする。

3 広告掲載された広告に関連し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償等の請求等の問題が生じた場合は、広告主の責任及び負担により解決するものとする。

4 広告物の作成費用は、広告主の費用とする。

5 第7条の規定により受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

6 事故等により広告に破損等が生じた場合は、市は広告主と費用負担について協議するものとする。

7 広告主は、広告の表示内容等について法令等の規制がある場合は、当該法令等を遵

守しなければならない。

( 広告代理店への業務委託 )

第16条 市長は、広告の募集等に係る事務を広告代理店に委託することができる。

( 広告を掲載した物品等の採納 )

第17条 市長は、広告掲載した物品等の寄贈の申し入れがあった場合において、当該物品等に掲載される広告が第3条に規定する要件を満たすときは、寄贈を採納することができる。

( 委任 )

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、交付の日から施行する。